

会員権承継規程

(目的)

第1条 本規程は、健全な本会の組織の確立と維持を図るため、公益社団法人福岡県宅地建物取引業会（以下「本会」という。）会員の資格承継を受けようとする者について適正な審査を行い、会員権の承継手続の方法並びに審査に関する取扱いを定めることを目的とする。

(承継申請者の資格)

第2条 会員権の承継を申請しようとする者は（以下「承継申請者」という。）の資格は、次の各号の一つに該当しなければならない。

(1) 個人→法人

個人会員が法人を設立し、その代表者となり、前者が宅地建物取引業（以下「宅建業」という。）を廃業する場合

(2) 法人→個人

法人会員の代表者が個人会員となり、前者が宅建業を廃業する場合

(3) 営業譲渡

個人会員で、戸籍上の配偶者若しくは二親等内の血族が代表者の同意を得て営業を譲り受けた場合

(4) 知事⇔大臣

会員が宅建業法第7条に規定する免許換に該当する場合

(5) 失期承継

会員が更新手続を怠り、免許が失効（宅建業法第3条第2項）になり、あらたに免許の交付を受けた場合

但し、この場合、免許失期後6ヵ月以内に行政への免許申請受付と所属支部への承継申請を行うものとする。

(6) 死亡承継

個人会員が死亡し、6ヵ月以内に配偶者並びに3親等以内の血族又はその配偶者が個人会員として入会する場合

(7) 法人→法人

法人会員が宅建業を廃業すると同時に、別法人で新たに宅建業を開業し、代表者の変更がない場合

(8) 会員合併等に伴う承継

法人会員である者同士が合併及び会社分割等により、吸収される法人の事務所を、存続する法人の事務所とする場合

- 2 会員権承継にあたり、あらたに免許の交付を受けた後、保証協会の弁済業務保証金分担金の供託が完了するまでは営業が出来ない。
- 3 会員権承継の事務手数料は、次のとおりとする。

ア 第1号乃至第4号	2万円
イ 第5号乃至第8号	4万円

(承継申請手続)

第3条 承継申請者は、次の各号に掲げる書類を事務所所在地を管轄する支部に提出しなければならない。

- (1) 本会所定の会員権承継申請書
 - (2) ハトマーク使用に関する誓約書
 - (3) 新規の宅地建物取引業者免許申請書の写し（免許権者の受付印のあるもの）
 - (4) 代表者及び専任の宅地建物取引士の変更がある場合、その略歴書
 - (5) 履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書（商業登記簿謄本）
 - (6) 前条第3号の代表者の同意書
 - (7) 反社会的勢力ではないこと等に関する宣言・確約書
 - (8) 会費自動振替申込書
 - (9) 入会・承継・代表者等変更申請についての誓約書
 - (10) 前第2条の(1)個人→法人、(7)法人→法人及び(8)会員合併等に伴う承継で役員等の異動がある場合については法人の役員等に関する誓約書
 - (11) 入会審査規程第12条に定める推薦者1名の推薦書
ただし、推薦者は、承継申請者と同一支部に所属する者でなければならない
 - (12) その他、会長又は支部長が必要と認めたもの
- 2 支部は、前項の承継申請に必要な書類が適正に具備していると認めたときは、これを受理するものとする。

(承継申請期間)

第4条 承継の申請は、承継の事実が発生した日の翌日から起算して6ヵ月以内に、前条第1項の書類を支部に提出しなければならない。

- 2 前項の期間を徒過した承継申請は、これを承認してはならない。

(支部承継審査委員会)

第5条 支部は、第3条の承継申請書類を受理したときは、当該申請者の承継の適否についての審査をするため、支部承継審査委員会を開催しなければならない。

- 2 支部承継審査委員会の構成は、支部の実情により定める。
- 3 支部承継審査委員会は、入会審査規程第5条に規定する「支部入会審査委員会」を兼ねることができる。
- 4 支部承継審査委員会は、承継申請者を出席させ、必要な場合は推薦者を同席の

上、提出された第3条の書類等に関し、承継の適否の審査に必要な事項を聴取することができる。

(入会審査規程の準用)

第6条 入会審査規程第4条（審査基準）、第6条（支部長及び会長への報告）、第7条（本部入会審査委員会）、第8条（会長への報告）、第9条（理事会審議）、第10条（通知）、第13条（秘密保持）の規定は、本規程を準用する。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月16日から施行する。